質問第二七八号平成十九年十一月二十九日提出

主意書

大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助についての外務省の認識に関する質問

出者 鈴木宗男

提

大使公邸に勤務する公邸料理人の給与に対する予算補助についての外務省の認識に関する質問

## 主意書

外務省からの大使公邸に勤務する料理人(以下、 「公邸料理人」という。)の給与への補助 (以下、 補

助」という。)につき、これまで提出してきた質問主意書に対する政府答弁書(内閣衆質一六八第七一号、

一二二号、一六〇号、一九八号、二三六号)の内容を踏まえ、以下質問する。

二〇〇七年十月十六日に閣議決定された政府答弁書(内閣衆質一六八第七一号)では、直近五年の大使

手当の予算計上額について、平成十五年度が約九億二千万円、 平成十六年度が約九億三千万円、 平成十七

年度が約九億四千万円、 平成十八年度が約九億八千万円及び平成十九年度が約十億三千万円であることが

明らかにされているが、右を支給対象となる大使全員の人数で除すると、 大使手当は大使一人当たりいく

ら支給されているのか明らかにされたい。

二 一の大使手当は、年度ごとに精算されているか。我が国において、年度ごとに予算の概算要求がなされ

る時、 前年度にどれだけの金額が必要とされたかを参考とする、 いわゆる前年度主義が採用されていると

承知するが、 一の大使手当が予算計上される際に、 各大使により大使手当が精算され、 大まかにでも大使

手当の使用項目が示され、 具体的にどれくらいの手当が必要であると、予算要求の根拠が示されている

か。

三「公邸料理人」への給与は、 本来は各在外公館の長たる大使への大使手当より出され、それの不足分を

まかなうために「補助」がなされているものと承知するが、そもそも「公邸料理人」に対して給与を支払

うのに、 一の大使一人当たりに支払われている大使手当だけでは不足し、更に外務省からの 「補助」を必

要とする根拠を、二の大使手当の予算要求の際の根拠と合わせて説明されたい。

兀 二で、年度ごとの大使手当が精算されておらず、 予算要求の際の具体的根拠も示されてい ない のなら

ば、 なぜ 「補助」 が必要であるといえるのか。 現在百八の大使公邸に勤務する百六十六人の 「公邸 料理

に対する一人当たりの 「補助」の金額及び 「公邸料理人」 が従事する公的会食業務の回数並びにそれ

に要した金額をそれぞれ明らかにされたいとの質問に対して、これまでの政府答弁書 (内閣衆質一六八第

一二二号、一六〇号、一九八号、二三六号)ではいずれも「整理の作業が膨大となる」との理由で外務省

は答弁を避け、 詳細な説明を避けている。行財政改革の必要性が叫ばれ、 国民に対して種々負担増大を強

いている中で、 外務省が右のように情報の開示をせず、 根拠が曖昧なままで「補助」を出しているのなら

ば、国民の理解を全く得られないと考えるが、外務省の見解如何。

五 二で、年度ごとの大使手当が精算されておらず、予算要求の際の具体的根拠も示されていないまま 補

とするべきであると考えるが、財務省の見解如何。

助」が出されているのならば、行財政改革の必要性が叫ばれている現在、

「補助」を見直し、

削減の対象

右質問する。